岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第３号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年３月28日

岩手県監査委員　柳　村　岩　見
岩手県監査委員　高　橋　昌　造
岩手県監査委員　伊　藤　孝次郎
岩手県監査委員　工　藤　洋　子

１（１）　監査対象機関名　岩手県一関警察署

（２）　監査実施日

ア　予備監査実施日　平成25年10月30日

イ　本監査実施日　平成25年12月18日

（３）　監査結果の公表の日　平成26年２月４日

（４）　留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県有財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが２件、1,037,644円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県有財産貸付料の徴収については、調定に係る一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることにした。

２（１）　監査対象機関名　岩手県岩泉警察署

（２）　監査実施日

ア　予備監査実施日　平成25年10月24日

イ　本監査実施日　平成25年12月17日

（３）　監査結果の公表の日　平成26年２月４日

（４）　留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
契約保証金の違約金への充当に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定していたものが１件、42,577円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約保証金の違約金への充当については、契約解除に係る賠償の処理を速やかに協議、確認し、適正な事務の執行に努めることにした。